

CONTENTS

プラスチック資源循環政策のあり方について……………	1
シンポジウム「人口減少時代の地方公共団体のあり方を考える～多様性と自主性を尊重した広域連携を目指して～」報告 ……	3
シンポジウム「公害紛争処理制度の改革について考える」報告……………	4
「大飯原発設置変更許可取消訴訟大阪地裁判決に対する会長声明」及び「東海第二原発差止訴訟水戸地裁判決に対する会長声明」の公表……………	5
愛知県弁護士会における生物多様性保全の推進に向けた取組について……………	6
第二東京弁護士会でのKESの取組について……………	7
不確実な科学・技術と裁判に関する研修会報告……………	8

■プラスチック資源循環政策のあり方について

愛知県弁護士会 小島 寛司

1 プラスチック資源循環法案の提出

本年3月9日、第204回通常国会に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」（以下「プラスチック資源循環法案」といいます。）が提出されました。この法案提出に際し、小泉進次郎環境大臣は、新法でプラスチックごみが出ない社会を目指す、国民生活全般が変わる旨発言し、話題を呼びました。

2 プラスチック問題

政府がこのような法案の提出に動いたのには、国際的なプラスチック問題への危機意識の高まりが背景にあります。

プラスチックは広く社会に浸透しており、人々の生活に利便性と恩恵をもたらしています。一方で、プラスチックがリユースやリサイクルなどを含めて有効利用される割合は世界的にまだまだ低く、不適正な処理によって世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計されています。このままでは2050年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を上回ることが試算されるなど、地球規模での環境

汚染が懸念されています。

日本は、ワンウェイ（使い捨て）のプラスチック容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと国連から指摘されており、2010年の推計では年間約2～6万トンのプラスチックごみが日本の陸上から海洋に流出しているとされています。さらに、2017年から実施されている中国による廃プラスチック輸入禁止措置など、アジア各国での廃プラスチックの輸入規制が進み、今後、国内での不法投棄、不適正処理が一層危惧される状況にあります。

また、人体への影響が懸念されるマイクロプラスチックも、市街化が進んだ地域の河川ほど多いなど、日本の陸域での活動により生じていることが近年の調査で明らかとなっています。

このように、プラスチック問題は深刻な課題が複合する問題であり、マイクロプラスチック問題を含む海洋プラスチック問題、国際的な資源・廃棄物制約、気候危機等の課題を解決する持続可能な政策が今正に求められているのです。

3 日弁連の取組

日弁連では、2000年に成立した「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」といいます。）の成立前、1999年の第42回人権擁護大会において「資源循環型社会の実現に向けて生産者責任の確立等を求める決議」を採択して以降、循環型社会の実現のために「拡大生産者責任」の原則を徹底することや、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」といいます。）を循環基本法の原則に沿ったものに改めることを求めてきました。

拡大生産者責任とは、経済協力開発機構（OECD）が提唱した概念であり、その生産した製品の使用・廃棄後においても、生産者が、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

製品の原材料、設計、製造方法、包装などを最もよく知り、これを決定できる立場にあるのは生産者です。生産者に責任を負わせることで、リユースやリサイクルしやすい製品の開発に積極的に取り組ませたり、そもそも軽量化や長寿命化により資源の使用量を減らしたりさせることが期待できます。さらに、処理・廃棄の過程で有害物質が生じないように設計させたり、表示させたりすることもできます。

循環基本法に則り、プラスチック資源の循環を効率的に実現するためには拡大生産者責任の徹底が重要なことであり、このことは日弁連が20年以上前から訴えてきたことなのです。

これらを踏まえ、日弁連では、本年3月18日に、以下の4つを意見の柱とする「今後のプラスチック資源循環政策についての意見書」を取りまとめました。

- (1) リデュース（発生抑制）の徹底を図ること
- (2) 熱回収（燃やして熱を得ること）の割合を限りなく低減させること
- (3) 拡大生産者責任及び事業者責任を徹底した循環型社会にふさわしい統一的な法制度を整備すること
- (4) プラスチックに使用される有害化学物質を規制すること

4 プラスチック資源循環法案の問題点

今般提出された法案は、全体的に事業者の自主性に委ねるところの大きい制度設計となっており、この法案の

内容ではプラスチック問題の抜本的解決とはならないことが強く懸念されます。

本来、法案は、循環基本法の基本原則に則って規定されるべきであり、循環基本法の定める優先順位、(1)リデュース（発生抑制）、(2)リユース（再利用）、(3)リサイクル（再生利用）、(4)熱回収、(5)適正処分、に沿ったものとされる必要があります。循環基本法の趣旨に則れば、まずはリデュースを最優先で取り組むべきこととなりますが、リデュースの目標とその道筋は必ずしも明らかではありません。リデュースもリサイクルも上手いかなければ、結果的に（現状がそうであるように）、熱回収に頼らざるを得なくなります。プラスチック製品の大部分は化石燃料に由来するので、熱回収では結果として温室効果ガスが排出されることになり、気候危機に拍車をかけてしまいます。リデュース、リユース、リサイクルのための実効的な政策が求められます。

また、本法案はプラスチック資源についていわゆる容リ法ルートを活用した分別・回収を市町村に行わせることを想定しており、これでは、回収・リサイクルのうちで最も費用の掛かる分別・回収コストが市町村の負担とされているという現状の容リ法の問題点がむしろ固定化されることになってしまいます。拡大生産者責任及び事業者責任の観点から、分別・回収コストを含めたプラスチック資源の回収・リサイクルの責任を生産者に課すなど、生産者及び事業者の責任を明確化した制度を設けるべきです。

さらに、プラスチックに使用される有害化学物質による環境汚染を回避するために、添加剤等のポジティブリスト制の導入などプラスチックの生産段階からの規制を実施すべきことも意見書では述べており、これも別途法制度として検討されるべきです。

5 おわりに

日弁連は、これらの問題点を踏まえ、本年5月21日に会長声明を公表しております。当委員会では今後も政府のプラスチック資源循環政策について注目するとともに、適宜適切な意見を出していくつもりです。

注記：プラスチック資源循環法案は、本年6月4日、第204回通常国会において可決されました。

■シンポジウム「人口減少時代の地方公共団体のあり方を考える ～多様性と自主性を尊重した広域連携を目指して～」報告

愛知県弁護士会 家田 大輔

1 はじめに

本年1月26日に、シンポジウム「人口減少時代の地方公共団体のあり方を考える ～多様性と自主性を尊重した広域連携を目指して～」を開催しました。

2020年6月、第32次地方制度調査会は「圏域における地方公共団体の協力関係その他の必要な地方行政体制のあり方」に関する答申を行いました。日弁連はこれまで、今後の「地方公共団体の広域連携」のあり方の検討が、地方自治の本旨にのっとり、より慎重に行われることを求めてきました。このシンポジウムは、日弁連の公害対策・環境保全委員会が連携中枢都市圏及び定住自立圏の実態について、調査・分析したことを素材にしつつ、人口減少時代の地方公共団体のあり方について考えるものです。

2 講演、報告等

(1) まず、山下祐介氏（東京都立大学人文社会学部教授）による基調講演「人口減少時代における地方公共団体のあり方～合併、広域連携、圏域は誰のため、何のためのものか～」がありました。同講演では、小さな自治体ほど住民に近く、人口減少問題の解決のための手掛かりがあるが、自治体合併では問題の解決にならず、圏域の議論において中枢都市に権限を集中しても解決にならないことを指摘した上で、市町村自治を否定したら国家統治も実現せず、自治と統治がセットであり、小規模村町がなくなったら中枢都市も成り立たないこと等を話しました。

(2) 次に、浅井由崇氏（愛知県豊橋市長/東三河広域連合長）による「東三河広域連合の取組みについて」、棚野孝夫氏（北海道白糠町長）による「釧路地域における広域連携について」の講演がありました。浅井氏は、人口減少、少子高齢化が進んでいる東三河8市町村が東三河広域連合を結成し、行政課題に取り組む東三河広域連合の活動を紹介しました。棚野氏は、平成の大合併時に合併を選択しなかった白糠町が釧路管内において農業、漁業、林業、観光の四つテーマで連携し地域で取り組んでいる様子について話しました。

(3) その後、菅澤紀生弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会委員）が「圏域の人口動態及び高齢化率の比較、連携中枢都市圏・定住自立圏に関する調査」の報告を行いました。日弁連では、本シンポジウムに向けて、みのかも定住自立圏（岐阜県）、北信地域定住自立圏（長野県）、上川中部定住自立圏、十勝定住自立圏、北見地域定住自立圏（北海道）の調査を行いました。調査において、中枢都市と周辺町村の温度差や、定住自立圏内における連携の枠組のあり方など各地の実情を報告しました。

3 パネルディスカッション

(1) パネルディスカッション「今後の地方自治のあり方について ～広域連携及び行政デジタル化を中心にして

～」では、金井利之氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、宍戸常寿氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、辻 宏康氏（大阪府和泉市長）、小島延夫弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会委員）がパネリストとして登壇しました。

(2) 日弁連では、第32次地方制度調査会における圏域等の法制化の審議について、2018年10月24日付け意見書や、2020年3月18日付け意見書、2020年6月26日付け地方公共団体の広域連携に係る会長声明にて、圏域等の法制化に関する地方公共団体の広域連携のあり方の検討が、地方自治の本旨にのっとり、より慎重に行われることを求めています。

第32次地方制度調査会委員として関わった宍戸氏からは、同調査会は「圏域」構想ありきではなく、あくまで市町村が自主的に連携協約により広域連携されるという前提の下で議論しており、中心市以外の自治体の対等な参画を、手続的に保障する仕組みが必要でないかを検討したという発言がありました。辻氏からは、和泉市の現状の説明があり、一部事務組合や法によらない連携等については、共通の課題を抱える近隣市町と個々の事案ごとに協議することについて発言がありました。小島弁護士からは、日弁連での定住自立圏等の調査を踏まえて、フルセットで、一つの地域で、さらに、中心市が主導する形の広域行政を進めることが果たして良いのか疑問の指摘がありました。

また、中心市主導、中心市への重点的財源措置について、金井氏から、広域行政又は広域連携を進めるに際して、「面」的アプローチと、「点と線」的アプローチと、「網」的アプローチと、「底引き網」的アプローチの4つあるが、現在、国が主に進めているのは、「点と線」アプローチであり、このアプローチは、中心市に大きな負担を与える代わりに、大きな権力を与え、周辺部を切り捨てることにつながるとの指摘がありました。

さらに、国ができないことを都道府県が補完し、都道府県ができないことを市町村が補完するという「逆補完性の原理」について、基礎自治体と都道府県の協働のあり方から議論されました。日弁連の定住自立圏、連携中枢都市圏の調査から、定住自立圏、連携中枢都市圏では都道府県の果たすべき役割が果たされていない等の問題の指摘がありました。

また、デジタル改革関連法案について、個人情報保護法制の統一化、地方共通のデジタル基盤の構築、マイナンバー制度の推進など、自治体に関わる分野の問題を中心に論点整理しました。

(3) このようにパネルディスカッションは、パネリストがそれぞれの立場において発言し、議論が深められました。また、行政のデジタル化について、本シンポジウムの内容を受けて、今後、調査を進める事項もあります。

■シンポジウム「公害紛争処理制度の改革について考える」報告

第二東京弁護士会 阿久津 正志

1 本シンポジウムの目的

本年3月18日、日弁連の主催により、表題のシンポジウムが、Zoomウェビナーを利用したオンラインにより開催されました。日弁連は、2020年2月21日、「公害紛争処理制度の改革を求める意見書」（以下「意見書」といいます）を取りまとめました。本シンポジウムは、この意見書の内容の実現に向け、更に議論を深めることを目的としたものです。

2 報告

はじめに、針原祥次弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会委員長）から、意見書の内容につき報告がなされました。意見書の趣旨は、大きく分けて、①公害紛争処理制度（以下「制度」といいます）の対象範囲を「公害」から、人の健康又は生活環境に係る相当範囲の環境紛争にまで拡大すること、及び②都道府県公害審査会の活性化、の2点であること等が説明されました。

次に、元公害等調整委員会の審査官として、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件に実際に携わられた経験のある佐藤雄也氏から、制度が非常に有効に機能した事例の1つとして、当該調停事件が最終合意により解決に至るまでの経過につき、報告がなされました。

最後に、村田正人弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会委員）より、昨今全国的に問題となっている、農地に大量に放置された建設残土の問題が報告されました。建設残土は廃棄物処理法上の廃棄物には当たらないところ、地方自治体に残土の処理に関する条例も存しない場合には、制度を行政との話し合いの場として活用することが考えられないか、という問題意識が提起されました。

3 パネルディスカッション

(1) 報告の後は、小島延夫弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会委員）をコーディネーターとして、上智大学法学部の北村喜宣教授、一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授、及び村田弁護士によるパネルディスカッションが行われました。主に、①制度の対象範囲の拡大と、②調査権限の拡充という2つのテーマが取り扱われました。

(2) 制度の対象範囲の拡大について

北村教授からは、制度の対象範囲を拡大する法改正は、技術的には十分可能と考えるが、例えば自然環境破壊や景観破壊等の紛争で、人の健康や生活環境に関わる被害が問題とならないような場合には、価値対立の問題となり合意点が見出しにくいいため、ADRの対象とする

のが果たして適切かという問題がある、との指摘がありました。村田弁護士からは、残土の問題は災害性という客観的な被害が認められるため、法の対象になじむのではないか、との指摘がありました。山本教授からは、現行制度は、行政ADRのモデルとも言うべき様々な利点を有しており、対象範囲の拡大という方向性は基本的に望ましいと考えるが、行政ADRは公的負担を伴うため、対象範囲の拡大を考えるなら、それに相応する社会的な利益も考慮する必要がある、との指摘がありました。

(3) 調査権限の拡充について

都道府県の公害審査会は、一般的に、調査にはあまり積極的ではありません。この点につき村田弁護士より、地方自治体は予算が乏しいため、あまり調査をしてくれない、調査をしてもらうためには、公害等調整委員会に事件を扱ってもらう方向に持っていくしかないのが実情である、との話がありました。北村教授からは、公害審査会の設置が任意的自治事務とされている現行法の下では、公害審査会の活動に関し国から財政的支援をすることは困難である、まずは義務的自治事務とすべきである、ただし、全都道府県につき義務的自治事務とする必要があるとは思えない、やるかやらないかは都道府県の自由だが、手を挙げた以上はやらなければならないという、新しい形の義務的自治事務とすることが考えられるのではないかと、この意見がありました。

(4) まとめ

最後に、本シンポジウムのコメンテーターの早稲田大学法学学術院の大塚直教授より、2050年のカーボンニュートラル目標の下、全国的に太陽光発電所等の設置が急務であるところ、それに伴い生じ得る紛争の調整制度も整備する必要性が認められる、これを制度改革のエネルギーとしていくことが考えられるのではないかと、このコメントがなされました。

4 おわりに

本シンポジウムの中で、山本教授より、「公害紛争処理制度は、調査費用の公費負担や裁定制度等の点において、かなり思い切った制度である。公害に関する当時の切実な社会状況が反映されたものと思う。したがって、この制度の対象範囲を拡大していくためには、同じような大きなエネルギーが必要であると思う」という趣旨の発言がありました。本シンポジウムを、是非とも、そのような大きなエネルギーの端緒としていければと思います。

■「大飯原発設置変更許可取消訴訟大阪地裁判決に対する会長声明」及び「東海第二原発差止訴訟水戸地裁判決に対する会長声明」の公表

福井弁護士会 笠原 一浩

1 はじめに

大阪地方裁判所は、昨年12月4日、国に対し、関西電力大飯原子力発電所（以下「大飯原発」といいます。）3号機及び4号機の設置変更を許可した原子力規制委員会の処分を取り消す判決（以下「大阪地裁判決」といいます。）を言い渡しました。

また、水戸地方裁判所は、本年3月18日、日本原子力発電株式会社に対し、東海第二原子力発電所（以下「東海第二原発」といいます。）の原子炉を運転しないよう命じる判決（以下「水戸地裁判決」といいます。）を言い渡しました。

これらについて、日弁連は、2020年12月16日付けで「大飯原発設置変更許可取消訴訟大阪地裁判決に対する会長声明」（以下「大阪地裁声明」といいます。）、2021年3月26日付けで「東海第二原発差止訴訟水戸地裁判決に対する会長声明」（以下「水戸地裁声明」といいます。）を、それぞれ公表しました。

2 大阪地裁声明の内容

福島第一原子力発電所事故後、原子力発電所（以下「原発」といいます。）の安全確保に問題があるとして、民事訴訟又は仮処分で住民の請求を認めて運転差止等を認めた事例はこれまで5例ありますが（大阪地裁判決、水戸地裁判決がそれぞれ6例目、7例目）、行政訴訟としては初めて、原発の設置（変更）許可処分を取り消す判決が言い渡されたものであり、その意義は大きいものです。

日弁連は、2013年に開催された第56回人権擁護大会において、原発の再稼働を認めず、できる限り速やかに廃止すること等を内容とする決議を採択しました。また、2014年に福井地方裁判所が大飯原発3号機及び4号機の運転差止めを命じる判決を言い渡した際、これを評価する会長声明を公表し、同年の第57回人権擁護大会においても、行政庁が依拠する特定の専門的技術見解を尊重して判断する方法を改め、今後は、科学的・経験的合理性を持った見解が他に存在する場合には、当該見解を前提としてもなお安全であると認められない限り原発の設置・運転を許さないなど、万が一にも原発による災害が発生しないような判断枠組みが確立されること等を求める宣言を採択しました。

大阪地裁判決は、1992年10月29日の伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決の判断枠組みに従い、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断をしています。原子力規制委員会が制定した「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「地震動審査ガイド」といいます。）によれば、地震規模の設定に用いる経験式は平均値としての地震規模を与えるものであり、経験式が有するばらつきも考慮されている必要があります。それに

もかわらず、経験式に基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとしたことは、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤・欠落があると判示したもので、福島第一原子力発電所事故後初めて原発の設置（変更）許可処分を取り消した判決として評価に値します。

3 水戸地裁声明の内容

避難計画の不備という問題を正面から取り上げて原発の運転差止めを命じた事例は初めてであり、他の原発の安全性を検討する上でも重要な判決と言えます。

日弁連は、上記人権擁護大会の決議・宣言に加え、2014年6月20日には、新規制基準には事故時に周辺住民が安全に避難できる避難計画が策定されていることに関する審査基準が欠けていることから、原子力規制委員会は既設の原発についての設置変更許可の適合性審査を停止すべきとする旨の意見書を取りまとめました。

水戸地裁判決は、新規制基準が避難計画を含まないことそのものが不合理だとはしなかったものの、深層防護の第5の防護レベル、すなわち重大事故時における避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠だとして、それが達成されているか否かを検討しました。同検討では、全面緊急事態の際に東海第二原発から概ね30km圏内の住民94万人余が無秩序に避難した場合、住民が短時間で避難するのが困難であることは明らかであるところ、同圏内の自治体において、原子力災害対策指針の定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているとは言えないことから、深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあると認められ、人格権侵害の具体的危険があると判示しました。国際原子力機関（IAEA）が第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることに照らしても、国際基準を重視して原発の運転差止めを認めた判決として評価に値します。

4 まとめ

日弁連は、原子力規制委員会に対し、これらの判決を受けて、地震動審査ガイドに適合しない原発の設置許可を自ら取り消すことや、避難計画等を規制基準に盛り込むことを求めるとともに、政府に対して、従来の原子力に依存するエネルギー政策を改め、できる限り速やかに原発を廃止し、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させるとともに、これまで原発が立地してきた地域が原発に依存することなく自律的發展ができるよう、必要な支援を行うことを強く求めています。今後も、二度と福島原発事故のような悲劇を起こさないため、全力を尽くしていきます。

■愛知県弁護士会における生物多様性保全の推進に向けた取組について

愛知県弁護士会 小島 智史

1 愛知県弁護士会では、2020年10月1日に中部弁護士会連合会との共催で、シンポジウム「地域の自然と生物多様性を守る条例の作り方～生物多様性を実効的に保全する方法を考える～」を開催しました。

2 同シンポジウムでは、第1部として、愛知県弁護士会の公害対策・環境保全委員会委員から導入報告を行いました。

まず、名古屋市内で、里山が開発されてしまった事例を踏まえ、都市部に残された地域固有の自然環境の保全を行うことの重要性、及び保全のために条例制定等の方法を考えることの必要性についての報告を行いました。

次に、生物多様性保全条例の実際の制定例として、東京都あきる野市、愛知県岡崎市、及び広島県北広島町が制定した生物多様性保全条例の内容上の特色や運用状況に関し、以下の報告を行いました。

東京都あきる野市では、希少な生き物を守り、将来世代へ承継するために、「生物多様性あきる野戦略」を打ち出しています。そして、5つの取組として、①生物多様性保全条例の制定、②あきる野市版レッドリストの作成、③カントリーコードの設定、④あきる野市生きもの会議の設置、⑤実施計画の策定を挙げています。

愛知県岡崎市では、岡崎市自然環境保全条例が制定されており、「自然環境の保全及び創出」の目的実現のための計画や、市・市民・事業者の協働による推進体制や数値目標が定められており、それに基づいて自然環境保護区や指定希少野生動植物種が指定されています。

広島県北広島町では、北広島町生物多様性の保全に関する条例が制定されており、その中で、地域住民には、指定希少野生生物及び野生生物保護区に関する提案権があり、実際に提案権に基づいて保護区指定を行う取組が行われています。また、「生物多様性キャラバン～みんなでつくった生物多様性戦略～」では、審議会委員と役場担当職員が一体となって戦略の策定を進めています。

3 続いて、日弁連公害対策・環境保全委員会所属の幸田雅治弁護士、及び上智大学法学部の北村喜宣教授が、基調講演として、生物多様性条例の制定上・運用上の実務的課題について講演しました。

まず、幸田弁護士からは、生物多様性保全条例の制定上の実務的課題として、条例立案に当たっては、①政策目的性（立法事実、条例制定権の拡大等）、②法的妥当性（条例の効力、憲法や法令との兼ね合い）、③法的実効性（どのような行為形式を採用するか、裁量の範囲など）といった点が問題となることが示されました。さらに、以上を踏まえた上で、規制の仕組みとして許可制とするのか届出性とするのか、義務履行確保手段として刑

事罰とするのか公表とするのかといった点を検討する必要性や、刑罰として規定する際には検察官と協議することも必要になること等が示されました。

次に、北村教授からは、生物多様性保全条例の制定・運用に関する法律上の論点についての講演がありました。その中で、生物多様性の価値の問題（生物多様性の保全は生命・健康といった個人的法益から距離があり、当然に保護が必要とは言えないと考えられていること）や財産権規制（民有地の問題などが挙げられ、補償の問題があること）の問題があることや、さらに保全のためのゾーニングをどうすべきか、地元同意をどうするか、保全のためにどのような手法を選択すべきかなどといった点を検討する必要がある、そのような検討を踏まえつついかに実効性のある条例を策定していくかが重要であることが示されました。

4 第2部では、パネリストに北村喜宣教授、幸田弁護士、岡崎市職員の森本徳恵氏、北広島町職員の白川勝信氏を迎え、パネルディスカッションを行いました。

まず、条例と地域戦略の関係について意見交換が行われ、ベースとして条例を制定することで初めて戦略の計画・運用が実現できるといった話がありました。また、条例の運用面について、地域戦略を条例に盛り込んで法定計画としての位置付けを明確にすべきといった実践的な話や、保全区域や保全対象種を定める前提として必要となる調査の実施状況に関して、北広島町では審議会や専門委員会を設けて学術調査や実地調査を行っており、岡崎市でも調査会を立ち上げ、レッドリストの検討を行っているといった話がありました。

その他、保護地域の設定における財産権・損失補償の問題について意見交換が行われ、地元住民や所有者の同意を得るために、なぜ貴重な場所なのか、なぜ指定するのかといった説明を丁寧に行ったり、住民の意向を元にして保護区を指定したりするなどといった対応が行われていることが報告されました。

その後に行われた質疑応答では、各専門家や地元住民との連携に関する質問などがありました。

5 SDGsの各目標や今後制定されるポスト愛知目標の達成に向けて、各地方自治体の主導により、各地域の実態に合わせた生物多様性保全条例の制定や運用を行うニーズが更に高まると予想されます。そのような中で、今回のシンポジウムは、参加者にとって、条例の制定・運用のあり方を具体的に考える上で参考となる点が多かったのではと考えます。

■第二東京弁護士会でのKESの取組について

第二東京弁護士会環境保全委員会 委員長 佐藤 穂貴
東京三弁護士会環境保全協議会 議長

1 「KES」について

第二東京弁護士会では、弁護士会として環境負荷低減に向けた取組を実践しており、環境マネジメントシステム（EMS）の一種である「KES」を活用しています。KESとは、Kyoto（京都）、Environmental Management System（環境マネジメントシステム）、Standard（スタンダード）の略で、1999年に京都で規格が策定され2001年から認証登録が開始されたものです。2006年に京都弁護士会が弁護士会として初めて取得し、日弁連も2008年に導入しました。当会は、両会からの情報を参考に2009年にKES環境マネジメントシステムスタンダードステップ1の認証を取得しました。

KESは、導入段階向けのステップ1と、ISO14001と同等項目のステップ2以降に規格が分かれ、ステップ1の特徴の1つとして、事業者自らで取り組むべき項目（目標）を3つ選んで始められることが挙げられます。弁護士会のように専らオフィス業務で構成され、重点分野を絞って環境改善活動に取り組みたい組織には向いている規格と言えるでしょう。PDCAサイクル、つまり目標を設定して活動実績を把握し、責任者の評価を経て改善行動につなげることを要とする点は、他のEMSと同様です。

当会では、会長が最高責任者、担当副会長が環境管理責任者を務めます。特徴は実働部分で、環境保全委員会の環境配慮部会に属する弁護士が、事務局職員と協働で担っています。

2 KESを通じた当会の取組

当会は毎年3つの目標を掲げています。2009年以来毎年目標の見直しを行っていますが、これまでの主な目標としては、電気・ガスの使用量削減といった省エネ活動の推進、紙の使用量削減、環境に配慮した物品購入の推進、会員・職員向けの啓発活動・情報発信等が挙げられます。

とりわけ紙の使用量削減については、複数の施策で実績を積み重ねてきました。2011年度には、コピー用紙・印刷用紙を購入する際の基本原則を盛り込んだ「紙・印刷用紙購入指針」を策定したほか、裏紙の利用や両面・割付印刷の徹底などの施策を行ってきました。また、見える化により意識的に量を減らすことを期待して、コピー用紙の使用量と購入量を集計し職員や会員への公表も行っています。さらには、環境保全委員会では2010年から委員会資料の印刷をやめました。資料はPDFファイルで配布され、各自PCやタブレット端末を会議に持参するようになりました。こうした取組は、職員の事務量軽減

にも直結しており、好意的に受け入れられています。なお使用済みの機密書類は、繊維を維持するためにシュレッダーにはかけず、溶解処理するリサイクル業者に引き渡しています。また全会員向けの印刷発送をやめた例として、研修情報等の冊子（2019年）、総会議案書（2020年）等があり、会員ウェブサイト各自ログインして閲覧する方法になりました。

省エネ活動の推進の一つとして、2009年には執務室のエアコンの設定温度や室温を定期的に巡回して過度のエアコン使用がないかチェックする取組も行っていました。しかし、会館建物は断熱性能が低くエアコンの効きにもムラがあり、使用抑制には労働安全衛生法上の問題も指摘されました。また委員の負担も大きく、東日本大震災後に空調運用の変更もあり、巡回チェックは3年で廃止しました。当会の会議室に温度計があるのはその時の名残で、エアコンの運用は今も難しい問題です。

会館の活用策として屋上での稲作や養蜂等のアイデアもありましたが実現には至っていません。脱炭素、温室効果ガスの排出削減がより一層求められている中で、2020年度からは新たな目標として、当会に設置されている自動販売機及びペットボトル等の環境負荷の調査・検討、自転車利用の促進を設定しました。

3 他会との共同の取組

当会は東京弁護士会、第一東京弁護士会と「東京三弁護士会環境保全協議会」を構成し、三会共通の環境分野の課題に当たっています。会館の電気事業者の選定に関する意見表明は、その具体的な成果です。会館の電気事業者は、東京三会に日弁連を加えた四会会館運営委員会で選定されます。同会は2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けて、2012年に東京電力から原発に依存しない電気料金の安い他社へ変更しました。その後契約期間満了を迎えた折、三会協議会は二酸化炭素の排出係数のより低い電気事業者に切り替えるよう会館運営委員会に要請し、2017年に指名競争入札を経て実現しました。本年2月にも電気事業者の選定方針として同趣旨の意見を出したところです。

また、全国の弁護士会がそれぞれの環境活動を発表し情報共有する催しとして、2017年に京都で、2019年に東京で、「全国弁護士会環境マネジメントシステム・サミット」が開催されました。本年は8月27日に福岡で予定されています。このような機会を通じて、全国の皆さまの活動の情報共有や蓄積が進み、脱炭素、環境負荷低減社会の実現に向けた多様な取組が広がることを願います。

